

令和５年度財政健全化判断比率及び 資金不足比率に関する審査意見書

第１ 審査の対象

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - (1) 水道事業会計
 - (2) 簡易水道事業会計
 - (3) 下水道事業会計
 - (4) 農業集落排水事業特別会計
 - (5) 合併浄化槽事業特別会計

第２ 審査の期日

令和６年７月２４日（水）

第３ 審査の方法

審査に付された各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係職員から説明を聴取し、算定過程及び算定要素の正否を確認し、適正に作成されているかを主な着眼点として審査を実施した。

第４ 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類とも符合し、正確であると認められた。

- 1 健全化判断比率について （単位：％）

区 分	令和５年度	令和４年度	早期健全化基準
① 実 質 赤 字 比 率	—	—	12.59
② 連結実質赤字比率	—	—	17.59
③ 実質公債費比率	5.2	5.3	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

※「—」の表示は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないこと並びに将来負担比率は、算定の基礎となる将来負担額がないことを示す。

2 資金不足比率について

(単位：％)

会 計 名	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
簡 易 水 道 事 業 会 計	—	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	
合併浄化槽事業特別会計	—	—	

※「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

第5 まとめ

健全化判断比率については、各比率のいずれも早期健全化基準を下回っており、また、資金不足比率についても、すべての会計において資金不足は生じておらず、経営健全化基準を下回っている。

これらのことから、本市の財政の健全性は確保されており、特に指摘すべき事項はなく、健全な財政の範囲内にあるものと認められる。

今後においても、社会保障費や公共施設の更新費用の増加などにより厳しい財政状況が予想されるが、各指数の推移等に十分留意され引き続き健全な財政運営を維持するよう努められたい。

令和 6 年 7 月 24 日

代表監査委員 小 林 春 男

監査委員 平 賀 和 久

監査委員 赤 澤 厚